

横浜市立すすき野中学校 父母と教職員の会 (PTA)

## 規 約

### 第一章 総 則

第1条 名称及び所在地

本会は、横浜市立すすき野中学校父母と教職員の会 (PTA) と称し、横浜市立すすき野中学校 (所在地 横浜市青葉区すすき野三丁目4番地3号) を所在地とする。

第2条 目的

本会は、父母と教職員が協力し合い、また、地域社会の協力を得て、生徒の心身の健全な発達を図ることを目的とする。

第3条 活動

本会は、前条の目的達成のため、次のような活動を行う。

- (1) よりよい父母、教職員となるための研修活動。
- (2) 生徒の校外生活を、より健全なものにする活動。
- (3) 学校教育を充実させるための活動。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

第4条 方針

本会の方針は次の通りとする。

本会は、教育を本旨とする自主独立の民主的団体であって、他のいかなる団体の干渉も受けず、また、いかなる営利的、宗教的、政党的な事業にも関係しない。

第5条 会員

本会は、横浜市立すすき野中学校に在籍する生徒の父母または、これに代わる者 (以下「父母」という) 及び、同校に勤務する教職員によって構成され、すべて平等の権利と義務を有する。

### 第二章 組 織

第6条 本会には、次の組織をおく。

- ・ 総会
- ・ 役員会
- ・ 実行委員会
- ・ 常任委員会
- ・ 会計監査
- ・ 推薦委員会
- ・ 特別委員会

第7条 総会

1. 総会は、全会員によって構成され、本会の最高議決機関である。
2. 総会には定期総会と臨時総会があり、代表が招集する。議長はその都度会員の中から選任される。
3. 定期総会は毎年1回を定例とする。
4. 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた時、または全会員の5分の1以上の要求があった時に開催する。
5. 総会審議は書面 (電子媒体等) によるものとする。但し、会員の出席が必要と実行委員会が認めた時は集会形式とする。
6. 総会は、全会員の2分の1以上の表決書の提出または出席があった場合に成立する。但し集会形式の場合は委任状を認める。
7. 総会の議事は、表決書の提出者または出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長が決定する。
8. 総会では、次の事項を審議、決定する。
  - (1) 事業計画及び予算
  - (2) 事業報告及び決算の承認
  - (3) 規約の制定・改廃
  - (4) 実行委員会において制定または改廃された細則の承認但し、議事内容については、総会の3日以上前に全会員に通知しなければならない。

第8条 役員会

1. 役員会は、第三章第13条による全役員によって構成され、次の職務を行う。
  - (1) 実行委員会の日時・議題の決定
  - (2) 各常任委員会との連絡調整
  - (3) その他、実行委員会から付託された事項の執行
  - (4) 新年度の実行委員会が構成されるまでの間、これに関する業務への代行
2. 役員会は、原則として毎月1回代表が招集する。

## 第9条 実行委員会

1. 実行委員会は次の各委員によって構成される。
  - (1) 役員
  - (2) 各常任委員会の代表(正副委員長)
  - (3) 教職員代表
  - (4) 推薦委員会
  - (5) 特別委員会が設置された場合、その代表(正副委員長)
2. 実行委員会の任務は、次の通りとする。
  - (1) 各常任委員会・推薦委員会・特別委員会(設置された場合)における事業計画の連絡調整
  - (2) 総会に提出する議案の作成
  - (3) 細則の制定・改廃(総会の承認を要する)
  - (4) 特別委員会の設置
  - (5) 臨時総会の開催要請
  - (6) 緊急を要する事項については、総会に代わって決定することができる。但し、次期総会において承認を得なければならない。
3. 実行委員会は、原則として毎月1回代表が招集する。

## 第10条 常任委員会

1. 本会の活動に必要な事項について、調整・研究・立案するために常任委員会を置く。
2. 常任委員会について必要な事項は細則で定める。

## 第11条 推薦委員会

1. 役員及び会計監査の候補者を推薦する会を置く。
2. 推薦委員会について必要な事項は細則で定める。

## 第12条 特別委員会

1. 特別な事項について必要がある場合は、特別委員会を設けることができる。
2. その目的・組織によって、委員の選出方法は実行委員会で決定する。
3. 特別委員会は、その任務が終了した時に解散する。

### 第三章 役員

#### 第13条 役員構成

- (1) 代表 3名(父母より)
- (2) 書記 2または3名(父母より1または2名、教職員より1名)
- (3) 会計 2名(父母より1名、副校長)

#### 第14条 役員任務

1. 代表3名は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 代表3名は職務を分担し遂行する。
3. 書記は、各会の活動に関する重要事項を記録し、書類を保管し、本会の庶務を行う。
4. 会計は、本会の会計一切を正確に記録し、会計監査を受けた決算報告及び次年度の予算案を定期総会にはかる。

#### 第15条 役員任期

1. 役員任期は1年間とし再任を妨げないが、3期を限度とする。但し、同じ役職については、2期までとするが会計(副校長)については再任を認める。
2. 役員任期は4月1日から翌年3月31日までとする。但し、4月1日までに承認を得られない場合は、承認が得られるまでの期間を前年度役員が代行するものとする。

#### 第16条 役員選出

1. 役員は推薦委員会において推薦され、会員の表決による承認を得て決定される。
2. 役員に欠員を生じた場合は、実行委員会が全会員より選考し補充する。
3. 役員承認の審議は書面(電子媒体等)によることを妨げない。この場合、全会員数の2分の1以上の提出をもって成立とし、提出者の過半数をもって決定とする。賛否同数の時は実行委員会が決定する。

### 第四章 会計

#### 第17条 会費

本会の会員は会費を納めるものとする。会費は年額3,000円とし、金額の改定については総会にて決定する。徴収は、年度初め一括とする。但し、転入の場合は、在籍した月から3月分までを転入時に一括徴収する。

#### 第18条 経費

本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって支弁される。

#### 第19条 会計及び決算

本会の会計は総会において議決された予算によって行い、決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

#### 第20条 会計年度

本会の会計は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第五章 会計監査

#### 第21条 会計監査の構成

本会の会計を監査するため3名の会計監査(父母より2名・教職員より1名)を置く。

#### 第22条 任務

会計監査は、本会の会計について適正に行われているかを2回監査し、その結果を総会に報告する。

#### 第23条 任期

会計監査の任期は会計年度に準じ、連続しての再任を認めない。

#### 第24条 選出

1. 会計監査は推薦委員会において推薦され、総会の承認を得て決定する。
2. 会計監査に欠員を生じた場合は、実行委員会が全会員より選考し補充する。
3. 会計監査承認の総会審議は書面(電子媒体等)によることを妨げない。この場合、全会員数の2分の1以上の提出をもって成立とし、提出者の過半数をもって決定とする。賛否同数の時は実行委員会が決定する。

### 第六章 細 則

第25条 本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て定める。

### 第七章 改 廃

第26条 この規約は総会において、表決書の提出者または出席者の過半数の賛成がなければ改廃することができない。但し、改廃案は総会開催の少なくとも1週間前に、全会員に知らせておかなければならない。

#### 付則

本規約は、昭和56年7月17日より施行する。

- (1) 平成 6年4月30日改正
- (2) 平成 7年5月 6日改正
- (3) 平成12年4月27日改正
- (4) 平成19年4月27日改正
- (5) 平成22年4月23日改正
- (6) 平成22年4月23日訂正
- (7) 平成23年4月28日改正
- (8) 平成28年4月22日改正
- (9) 平成31年4月19日改正
- (10) 令和 2年6月15日改正
- (11) 令和 3年5月27日改正
- (12) 令和 3年9月30日改正
- (13) 令和 5年5月 8日改正

## 細 則

### 第一章 常任委員会

第1条 常任委員会には次の各委員会を置く。

- (1) 学年学級委員会  
学年学級の諸問題について、学級相互の連絡をはかる。
- (2) 校外指導委員会  
生徒の校外における生活指導(交通安全も含む)にあたり地区の集会・連絡にあたる。

第2条 各常任委員会の構成

- (1) 各学年学級委員会…各学年とも、各学級より2名選出された委員で構成する。
- (2) 校外指導委員会…各学級より1名選出された委員で構成する。
- (3) 各常任委員会には、各々若干名の教職員会員が所属する。

第3条 各委員会は、委員の互選により正副委員長を選出する。

### 第二章 推薦委員会

第4条 推薦委員会の構成・選出は次の通りとする。

- (1) 各学級より1名選出された委員で構成する。
- (2) 本委員会には、担当の教職員会員が所属する。
- (3) 本委員会の選出時期は、常任委員会の選出時期に準ずる。
- (4) 本委員会は、委員の互選により正副委員長を選出する。

第5条 推薦委員会の任務・推薦の手順は次の通りとする。

- (1) 推薦委員会はその年度に応じた推薦活動を行う。
- (2) 推薦委員会は広く会員及び新年度入学を予定する生徒の保護者の中から他薦された候補者及び立候補者を基にして、次期役員及び会計監査候補を選出し、本人の承諾を得て決定し、表決を実施する。
- (3) 表決の1週間前までに、その推薦候補者名を告示する。
- (4) 表決にて役員・会計監査の承認が得られ決定した場合、その結果をすみやかに全会員に報告する。

### 第三章 慶弔規程

第6条 この規程は本会の慶弔について定めるものとする。

- (1) 祝金...教職員が結婚・出産した時は、祝金として5,000円を贈る。
- (2) 弔慰金...会員及び本校在籍生徒が死亡した時は、弔慰金として10,000円もしくは花輪(または生花)を供える。
- (3) 傷病見舞...教職員及び生徒が疫病により3週間以上の長期療養を超える時は、見舞金として5,000円をおくる。
- (4) 災害見舞金...会員の住居が火災などの災害に遭った時は、被害程度を考慮し、実行委員会または役員会の協議により見舞金をおくる。
- (5) 餞別金...教職員が転任または退職した時は、餞別金を贈る。餞別金は在任期間により、1年以内は2,000円、2年以内は3,000円、2年を超える場合は5,000円とする。

第7条 この規程に掲げられていない事項には、実行委員会または役員会の協議により決定する。

### 第四章 個人情報取扱規程

第8条 この規程は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

1. (個人情報の定義)本会における個人情報は、PTA協力登録カード等、氏名・電話番号その他の記述により個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものも含む)をいう。
2. (管理者)本会における個人情報の管理者は代表とする。
3. (取扱者)本会における個人情報の取扱者は、役員及び活動に必要と認められた委員会の委員長とする。
4. (利用目的)取得した個人情報は、次の目的のために利用する。
  - (1) 会費の集金・管理、文書(電磁的記録も含む)の送付、本会が主催する活動の参加者の管理・連絡
  - (2) 委員・役員及び会計監査の選出活動
5. (管理)管理者及び取扱者は、次に掲げる事項について適切な措置を講じなければならない。
  - (1) 紛失・破損その他の事故防止
  - (2) 改ざん・漏えいの防止
  - (3) 個人情報の正確性・最新性の維持
  - (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
6. (PTA協力登録カードの取扱)PTA協力登録カードはPTA会議室にて厳重に保管し、持ち出しは原則禁止する。使用期間は当該生徒の在学期間とし、転出時または卒業時に役員が適正に廃棄する。
7. (第三者への提供の制限)個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
8. (漏えい時等の対応)個人情報を漏えい等(紛失を含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに代表に報告する。

第9条 この規程に掲げられていない事項は、実行委員会または役員会の協議により決定する。

## 第五章 改 廃

### 第10条

1. この細則は、実行委員会において構成員の3分の2以上の賛成をもって改廃することができる。但し、改廃案は実行委員会の少なくとも1週間前に委員に知らせなければならない。また、改廃の結果はすみやかに全会員に報告しなければならない。
2. 実行委員会で改廃された細則は、次期総会において会員の承認を得なければならない。

### 付則

本細則は昭和56年7月17日より施行する。

- (1) 昭和62年4月28日改正
- (2) 平成 2年2月13日改正
- (3) 平成13年4月26日改正
- (4) 平成18年4月25日改正
- (5) 平成19年4月27日改正
- (6) 平成22年4月23日訂正
- (7) 平成22年7月 7日改正
- (8) 平成24年4月27日改正
- (9) 平成29年3月 3日改正
- (10) 平成31年3月15日改正
- (11) 令和 2年6月15日改正
- (12) 令和 2年9月18日訂正
- (13) 令和 3年5月27日改正
- (14) 令和 4年5月27日改正
- (15) 令和 5年5月 8日改正

横浜市立すすき野中学校 父母と教職員の会 (PTA)  
< 組織図 >

